

奨学金制度等の充実を求める意見書

独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度は、経済的理由により修学に困難がある大学生等を対象とした国が行う貸与型の奨学金で、無利息の第一種奨学金と年3%を上限とする利息付の第二種奨学金があり、平成25年度の利用者は、第一種奨学金で約43万人、第二種奨学金で約91万人合わせて約134万人となっている。

近年、第一種奨学金、第二種奨学金を合わせた貸与者及び貸与金額が増加するなか、長引く不況や就職難などから大学を卒業しても奨学金の返還ができずに生活に苦しむ若者が急増しており、平成25年度末の滞納者は約33万人、滞納額は約957億円に上っている。

同機構は、返還が困難な場合の救済手段として、返還期限の猶予、返還免除、減額返還などの制度を設けている。また、平成24年度からは無利息の第一種奨学金について「所得連動返還型無利子奨学金制度」を導入し、更に、平成26年度からは延滞金の賦課率の引き下げを実施している。

しかし、これらの救済制度は要件が厳しく、通常返還期限猶予期間の上限が10年間であるなど様々な制限があることに対して問題点が指摘されている。

よって、国会及び政府におかれては、意欲と能力のある若者が家庭の経済状況にかかわらず、安心して学べるよう、新たな給付型奨学金を創設するなど、奨学金制度等の充実を図ることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月18日

衆議院議長 様ほか

魚津市議会